



「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」

（通称：「独占禁止法」「独禁法」）の概要

（※）独占禁止法の条文は、【公正取引委員会ウェブサイト】の以下の箇所に掲載しています。

ホーム > 独占禁止法 > 独占禁止法とは > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) >

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
（昭和二十二年法律第五十四号）

【独占禁止法のパンフレットは下記のURLに掲載しています】

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律ガイドブック 知ってなっとく 独占禁止法」

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/dokkinpamph.pdf

【公正取引委員会の所管法令・ガイドラインは下記のURLに掲載しています】

<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

自由経済社会における 公正かつ自由な競争を守ります。



- 私たちの生活する自由経済社会では、様々な事業者が自由に商品やサービスを提供し、消費者が欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。こうした中で事業者は、市場における公正かつ自由な競争に参加し、商品の品質向上、技術開発、適正な価格設定などによって、自らの商品やサービスを消費者から選んでもらえるよう事業活動を行います。
ところが、ある事業者が自らの利益を守る目的で、市場の独占やカルテルなどを行うことにより、市場の競争を制限・阻害することも少なくありません。
- そこで、公正かつ自由な競争を促進するために制定されたのが「独占禁止法」です。
私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引方法などを禁止しており、国民経済の民主的で健全な発達、及び消費者の利益を確保することを目的に、公正かつ自由な競争を促進しています。

公正かつ自由な競争が、事業者と消費者を守っています。

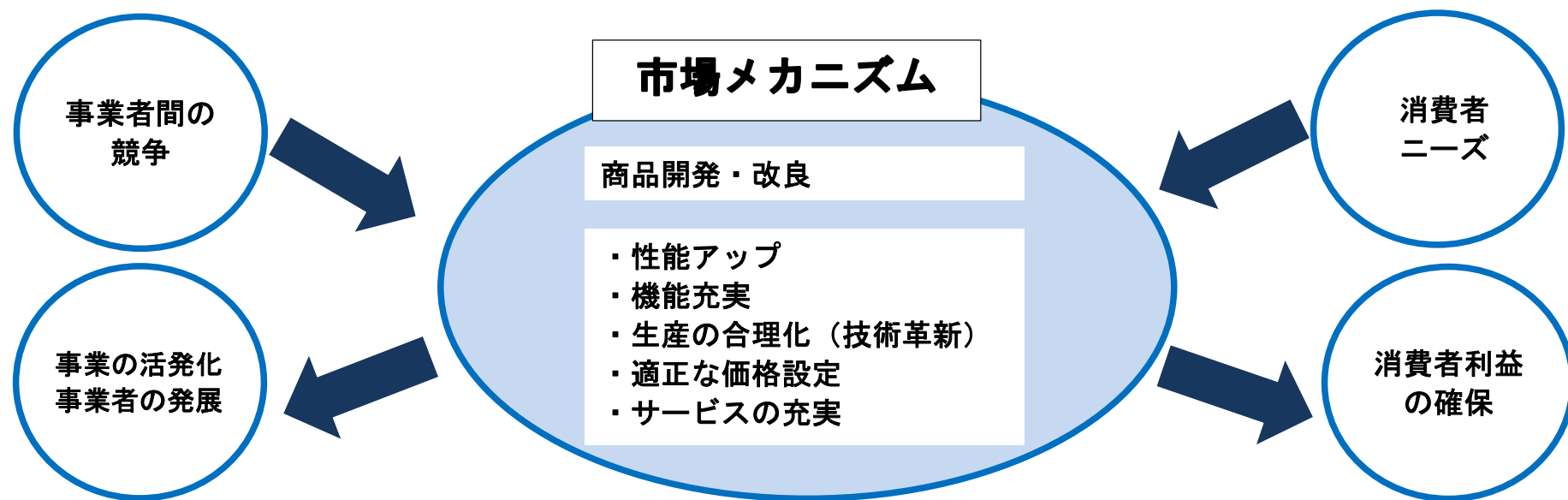
独占禁止法が促進する“公正かつ自由な競争”は、誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決め、お互いに競い合うことです。競争が正しく行われていれば、市場メカニズムの働きによって、消費者がどんな商品を求めているかということが、事業者にきちんと伝わります。

消費者が安くて良いものを望んでいると分かれば、事業者は自らの商品が選ばれるよう、ニーズに合った商品を供給するよう努力します。このように、公正かつ自由な競争によって、事業者にも消費者にも望ましい市場が維持されているのです。

事業者の立場では

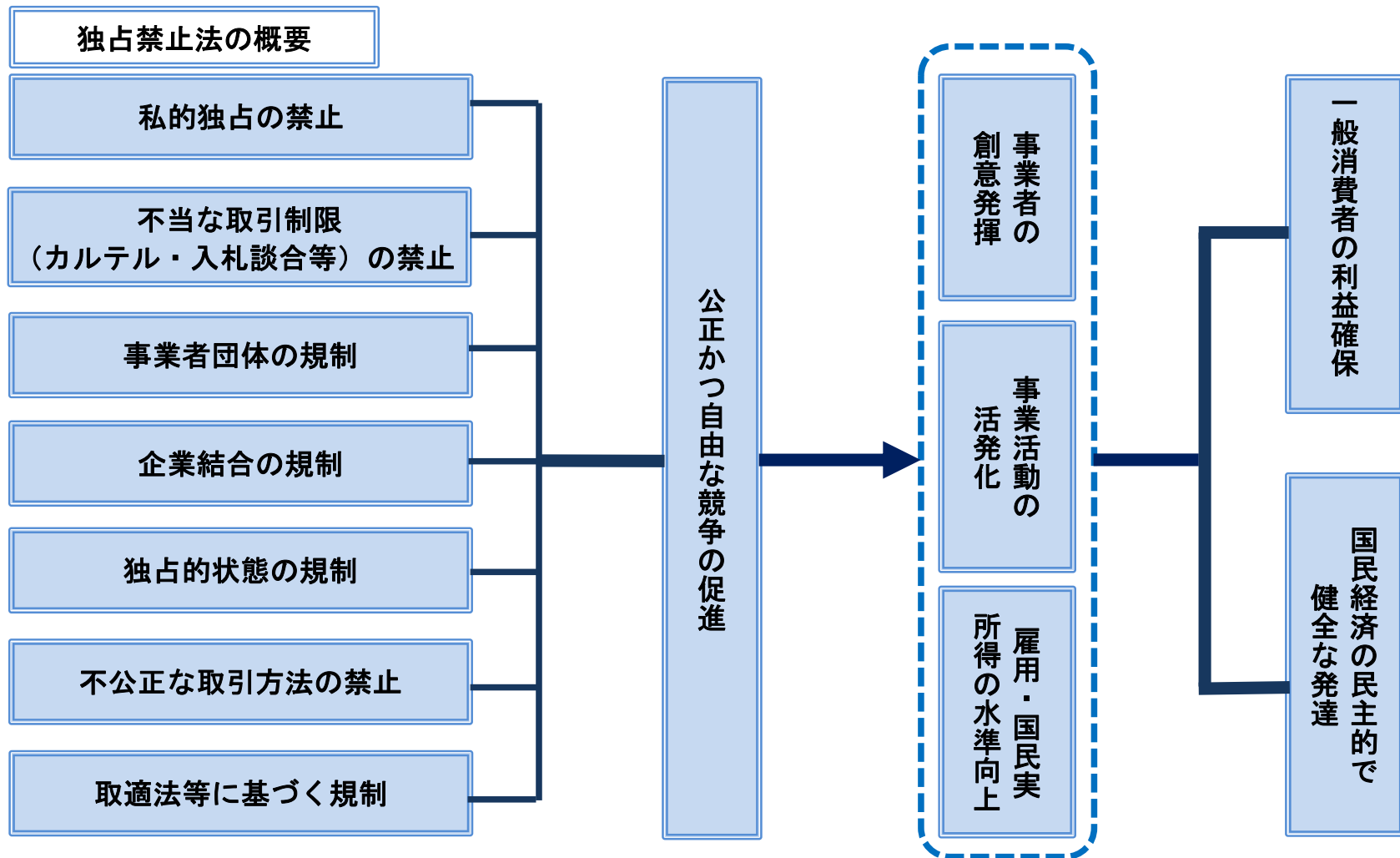
消費者から選ばれる商品を提供することが、自らの事業活動の発展につながります。

独占禁止法の目的は、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにすることです。事業者は、自らの創意工夫によって、消費者から選ばれる魅力的な商品を供給しようと競争します。ライバルとの競争を勝ち抜いた事業者は、結果的に売上げを伸ばして成長し、日本経済の活性化・発展にも貢献することになります。



独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律です。

独占禁止法は、自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定め、公正かつ自由な競争を妨げる行為を規制しています。公正取引委員会は「独占禁止法」とその補完法である「取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）」などの法律を執行することで、競争政策を積極的に展開し、市場における競争秩序を維持しています。



独占・寡占

市場を独占しようとする行為を禁止しています。

少数の事業者だけで、ある市場を独占、寡占している状態になると、競争が有効に機能しにくくなります。独占禁止法は、不当な手段によって市場を独占したり、独占の状態を維持しようとする行為に対して、様々な規制を行っています。

私的独占の禁止

(独占禁止法第3条前段) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

事業者が単独又は他の事業者と手を組み、不当な低価格販売、差別価格による販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為は「排除型私的独占」として禁止されています。

また、有力な事業者が、株式の取得、役員の派遣などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする事も「支配型私的独占」として禁止されています。もちろん良質・廉価な商品を提供する事業者が正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、違法とはなりません。

【関係するガイドライン】

- 「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/haijyogata.html>

カルテル・入札談合

事業者が共同して、競争を制限することを禁止しています。

複数の事業者がお互いの利益を守るため、商品の価格や数量について契約、協定を行い、市場での競争を自主的に制限するケースが多く見られます。独占禁止法は、カルテルや入札談合など、人為的に行われる競争制限行為を全面的に禁止しています。

不当な取引制限の禁止

(独占禁止法第3条後段) <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

○ カルテルの禁止

事業者又は業界団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為（カルテル）は不当な取引制限の一つとして禁止されています。

紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらず、事業者間で何らかの合意があり、結果的にそれぞれが同一の行動を採ればカルテルに該当します。

カルテルは、商品の価格を不当につり上げると同時に、非効率な事業者を温存し、経済を停滞させるため、世

○ 入札談合の禁止

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する事業者たちが事前に相談して、受注事業者や受注金額などを決めてしまう「入札談合」も不当な取引制限の一つとして禁止されています。

事業者間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、入札談合は税金のムダづかいにもつながります。本来、入札は厳正な競争を行うことを目的としているため、入札談合は公共の利益を損なう非常に悪質な行為です。

【関係するガイドライン】

- 「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/kokyonyusatsu.html

カルテルの様々な態様

○ 国際カルテルへの参加禁止（独占禁止法第6条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

国内の事業者がカルテルなどを内容として、海外の事業者と国際的協定を結ぶことは禁止されています。

例えば、国内の事業者と海外の事業者の間でそれぞれの商品をお互いの国に輸出しないという市場分割カルテルが行われた場合、輸入品が国内市場に入っていないことになり、競争を実質的に制限することになるためです。

○ 事業者団体の活動規制（独占禁止法第8条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

カルテルは、事業者間の協定や申合せに限らず、事業者団体の活動として行われる場合が少なくありません。

例えば、事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、事業者の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁止されています。

【関係するガイドライン】

- 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html>

不公正な取引方法

公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止しています。

市場の活性化のためには、事業者が互いに競争相手より良質・廉価な商品又は役務を提供しようと公正な競争を行うことが大切です。

このため、独占禁止法は、自由な競争を減殺する行為、競争の基盤を侵害するような行為を「不公正な取引方法」として禁止しています。「不公正な取引方法」には法律で定められているものと、公正取引委員会の指定で定められているものがあります。

また、公正取引委員会の指定には、全ての業種に適用される〈一般指定〉と特定の業種（大規模小売業、物流業、新聞業）にのみ適用される〈特殊指定〉があります。

不公正な取引方法（取引を拒絶したり、相手を差別したりするもの）

取引拒絶

（独占禁止法第2条第9項第1号・第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

（不公正な取引方法（公取委指定）第1項・第2項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

複数の事業者が共同で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させたりする行為は禁止されています。

例えば、新規事業者の開業を妨害するため、原材料メーカーに新規事業者への商品供給をしないよう共同で申し入れる場合などがこれに当たります。

また、小売店に販売価格を指示して守らせるなど、独占禁止法上の違法行為の実効性を確保するために、事業者が単独で取引拒絶を行うような行為も禁止されています。

差別取扱い

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

（不公正な取引方法（公取委指定）第4項・第5項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

取引先や販売地域によって、取引条件又は実施について有利又は不利な取り扱いをし、差別することは禁止されています。

不公正な取引方法（価格に関するもの）

差別対価

（独占禁止法第2条第9項第2号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第3項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

取引先や販売地域によって、商品やサービスの対価に不当に著しい差をつけることにより差別することは禁止されています。

例えば、有力な事業者が競争相手を排除する目的で、競争相手の取引先に対してのみ廉売をして顧客を奪ったり、競争相手と競合する地域でのみ過剰なダンピングを行ったりするような行為がこれに該当します。

不当廉売

（独占禁止法第2条第9項第3号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第6項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

商品を不当に低い価格、例えば総販売原価を大幅に下回るような価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせることは禁止されています。

ただし、公正な競争手段としての安売り、キズ物・季節商品等の処分等正当な理由がある場合は、不当廉売には該当しません。

再販売価格の拘束

（独占禁止法第2条第9項第4号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

指定した価格で販売しない小売業者等に経済上の不利益を課したり、出荷を停止したりするなどして小売業者等に自社の商品を指定した価格で販売させることは、最も重要な競争手段といえる価格を拘束するため、原則として禁止されています。

また、指定した価格で販売することを小売業者等と合意して、自社の商品を指定した価格で販売させることも禁止されています。ただし、書籍、雑誌、新聞、音楽用CDなどの著作物については、例外となっています。

不当高価購入

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第7項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

競争相手を妨害することを目的に、競争相手が必要としている物品を市場価格を著しく上回る価格で購入し、入手困難にさせるような行為は禁止されています。

例えば、競争相手の製品に不可欠な原材料などを、高価な価格で買い占めてしまうような場合がこれに該当します。

不公正な取引方法（取引の相手方を何らかに拘束する条件を付けて取引するもの）

抱き合わせ販売

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第10項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為は、取引を強制するものとして禁止されています。

例えば、人気の商品と売れ残りの不人気商品をセットで販売し、買い手が不必要な商品を買わざるを得ない状況にするような行為がこれに当たります。

排他条件付取引

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第11項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

自社が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げるような行為は禁止されています。

拘束条件付取引

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第12項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けての取引は禁止されています。テリトリー制によって販売地域を制限したり、安売表示を禁じたりするような場合がこれに該当します。

不公正な取引方法（取引上の地位を濫用するもの）

優越的地位の濫用

（独占禁止法第2条第9項第5号・第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為は禁止されています。

例えば、発注元の一方的な都合による押し付け販売、返品、従業員派遣要請、協賛金の負担要請などの不当な行為がこれに該当します。

中小受託取引で問題が起きる場合が多く、独占禁止法の補完法の「取適法」（下記参照）できめ細かに規制されています。

【関係するガイドライン】

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/yuetsutekichii.html>

取引の相手方の 役員選任への不当干渉

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
（不公正な取引方法（公取委指定）第13項） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して、当該会社の役員の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせることは禁止されています。

○ 取適法って？

代金の支払遅延や減額など、中小受託事業者に対する委託事業者の不当な行為を規制しています。製造業からサービス業まで、幅広い事業分野における委託事業者の禁止行為を明確に定め、違反があった場合は簡易・迅速に改善を求め、中小受託事業者を守る法律となっています。

【取適法に関するウェブサイト】

<https://www.jftc.go.jp/toriteki/index.html>

不公正な取引方法（その他）

競争者に対する取引妨害

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条）
（不公正な取引方法（公取委指定）第14項）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

事業活動に必要な契約の成立を阻止したり、契約不履行へと誘引する行為を行ったりするなどして、競争者の事業活動を不当に妨害することは禁止されています。

例えば、海外ブランド品などの輸入総代理店が国内での価格を維持するために海外の出荷元に対して国内における他の輸入業者との取引中止を求めるような場合などがこれに当たります。

ぎまんの顧客誘引

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条）
（不公正な取引方法（公取委指定）第8項）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

不当な利益による顧客誘引

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条）
（不公正な取引方法（公取委指定）第9項）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

自社の商品・サービスが実際より、あるいは競争相手のものよりも著しく優良・有利であるように見せかける虚偽・誇大な表示や広告で不当に顧客を誘引したり、過大な景品を付けて商品を販売したりするようなことは、買い手の適切な商品選択を妨げるため禁止されています。

競争会社に対する内部干渉

（独占禁止法第2条第9項第6号、第19条）
（不公正な取引方法（公取委指定）第15項）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/fukousei.html>

ある事業者が、競合関係にある会社の株主や役員にその会社の不利益になる行為を行うよう不当に誘引したり、そそのかしたりすることは禁止されています。

不公正な取引方法の様々な態様

○ 事業者団体と不公正な取引方法（独占禁止法第8条第5号） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

事業者団体がその加入事業者などに働きかけて「不公正な取引方法」に当たる行為をさせることは禁止されています。

また、これに従わなかった事業者を団体から不当に除名したり、差別的に取り扱うことで、事業活動を困難にさせる行為も禁止されています。

○ 国際的契約と不公正な取引方法（独占禁止法第6条） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/lawdk.html>

国内の事業者が海外の事業者と「不公正な取引方法」に当たる内容を含む国際的契約を結ぶことは禁止されています。

海外の事業者が不公正な取引方法を行う場所によっては、日本の独占禁止法で規制することが難しいため、契約すること自体が禁止されています。

企業結合・集中の規制等

競争を制限することとなる企業結合などを規制しています。

会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転、事業の譲受けなどによって、競争が実質的に制限されることとなる場合、こうした企業結合を禁止しています。

この他、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、銀行及び保険会社による議決権保有の制限の規制を行っています。

一定規模以上の会社が株式取得などにより企業結合を行う際、公正取引委員会に届出・報告をする必要があります（外国会社についても同様です。）。

【関係するガイドライン】

- 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」
<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/shishin.html>
- 「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」
<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/9guideline.html>
- 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」
<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/11guideline.html>

【関係するパンフレット】

- 「企業結合審査ガイドブック」
https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/kigyoketsugo.pdf

独占禁止法で禁止される行為を行うと…

(1) 行政処分等

○ 排除措置命令【公表】

- ・ 違反行為を速やかにやめるよう（排除するよう）命ずる行政処分
- ・ 価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策等

○ 課徴金納付命令【公表】

- ・ 一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納付するよう命ずる行政処分（不当な取引制限に相当する行為等）
- ・ 自発的な違反行為の申請（リニエンシー）と調査協力による課徴金の減算制度

○ 罰則（「悪質かつ重大なケース等では刑事処分を求めて告発（＝犯罪行為になり得る））【公表】

- ・ 拘禁刑・罰金（法人・個人・代表者）

(2) (1)以外

○ 警告【公表】

- ・ 排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導

○ 注意（※）

- ・ 違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意
（※）競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表

【参考】○ 確約計画の認定【公表】

- ・ 入札談合、価格カルテル等を除く独占禁止法違反の疑いのある行為について、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された問題解消措置（確約計画）を公正取引委員会が認定するという行政処分（これにより、公正取引委員会は、認定を取り消さない限り当該行為について排除措置命令等の規定を適用しない）

違反を未然に防止するため、各種ガイドラインを作成しています。

時代の流れや消費の傾向、そして規制緩和の推進などに伴って、市場の規模や環境は常に変化しています。公正取引委員会は、こうした状況の下で独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、どのような行為が違反となるか、ならないかについて、これまでの運用を踏まえた考え方に基づくガイドライン等を取りまとめ、作成・公表しています。

○これまでに公表してきた主なガイドライン

行政指導関係	○ 行政指導に関する独占禁止法上の考え方
私的独占関係	○ 排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針
流通・取引慣行関係	○ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針
事業者団体関係	○ 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針
企業結合関係	○ 企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針
不公正な取引方法関係	○ フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方
	○ 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方
	○ 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針
	○ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針
	○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方
	○ スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針
	○ 実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針

取適法関係	○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準
フリーランス・事業者間取引適正化等法関係	○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方
	○ フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン
スマホソフトウェア競争促進法関係	○ スマホソフトウェア競争促進法に関する指針
その他	○ 経済分析報告書及び経済分析等に用いるデータ等の提出についての留意事項
	○ グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方
	○ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

【公正取引委員会の所管法令・ガイドラインは下記のURLに掲載しています】

<https://www.jftc.go.jp/hourei.html>

(参 考) 独占禁止法に関する相談

公正取引委員会では、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業、業務提携、共同研究開発などについての個別具体的な内容が独占禁止法上問題となるかどうかについての相談を受け付けています。(注)

(注) ただし、私的紛争に介入することとなる場合、適切な判断を行うに足るだけの情報が提供されない場合、違反事件審査に支障を及ぼす場合などには回答することはできません。

1 事前相談制度による相談

事前相談制度とは、以下の申出の要件を満たした相談に対して書面により回答し、申出者名並びに相談及び回答の内容を原則公表するものです。

<申出の要件>

- 相談の対象となる行為を行おうとする事業者等からの申出であること。
- 将来自ら行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示すこと。
- 申出者名並びに相談及び回答内容が公表されることに同意していること。

2 一般相談（事前相談制度によらない相談）

一般相談とは、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、事前相談制度によらない相談を受け付けるものです。一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については原則として非公表としています（相談者以外にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要等を公表することがあります。）。

3 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について

公正取引委員会では、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談の概要を取りまとめ、相談事例集として毎年公表しています。

(1) 過去の相談事例

過去の相談事例集に掲載した事例については、公正取引委員会のウェブサイトの「相談事例集」のページに掲載しており、キーワードでの検索ができるほか、年度別、行為類型別、産業分類別並びに主なテーマ（グリーン関連相談、インボイス関連相談、共同配送関連相談及び時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談）別に整理して掲載しています。

（相談事例集） <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/index.html>

(2) 法令・ガイドライン等（独占禁止法）、よくある質問コーナー（独占禁止法）

独占禁止法に関する法令・ガイドライン及び一般的なQ & Aを、公正取引委員会のウェブサイトに掲載しています。

（法令・ガイドライン等） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

（よくある質問コーナー） https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html